

みらい1分ニュースレター

2009/8/3 第5号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

日本では今後、少子高齢化によりマーケットが縮小することが予想され、日本企業にとっては海外企業の買収などにより海外マーケットへ積極的に進出することがますます重要になるでしょう。



テーマ

日本企業による中国企業の買収について

～『外国投資者による国内企業の買収に関する規定』～

←ポイント

✓公布部門： 国家商務部・国家稅務總局
国家工商行政管理總局等

✓施行： 2006年9月8日施行、2009年6月22日改定

✓注目すべきポイント：

1. 「株式の買収」または「資産の買収」の2つの方法がある
2. 買収対象業種に関する規制については、「外商投資産業指導目録」に従う
3. 国の資本が入っている国内企業を買収する場合には、国有資産管理の関連規定に従う

←解説

◆[7つの主要内容]

(1) 買収方法

「株式の買収」または「資産の買収」の方法があります。「株式の買収」の場合、買収される企業の債権債務を承継します。

(2) 適用範囲

外国投資者が①直接国内企業の株式を買収し、その国内企業を外資系企業に変更する場合「株式の買収」、②自社の現地法人を通じて国内企業の資産を買収する場合、もしくは直接国内企業の資産を買収し、買収後現地法人を設立し、設立した現地法人が買収した資産を使用する場合「資産の買収」に適用されます。

(3) 買収対象業種に関する規制

「外商投資産業指導目録」に従います。内容としては、①外国投資者の参入が認められていない業種の企業の買収はできない、②独資禁止の業種の企業の外国投資者による100%の買収は認められない、③中国側が実質的に支配権を持つと定められている業種の企業は、外国投資者による買収は可能ですが、外国投資者が支配権を握ることはできない、などです。

(4) 国有資本がある場合の対応

買収対象の国内企業が「国からの資本投資」を受けている場合は、国有資産管理の関連規定に従わなければなりません。

(5) 買収後の優遇政策

買収後、「外国資本が25%」を超えた場合、「外資系企業の優遇政策」を受けることができます。しかし25%以下の場合、優遇政策を受けることはできません。

(6) 買収代金の支払

原則、「新たな営業許可の取得日から3ヶ月以内」に買収代金を支払う必要があります。但し、特別な事情がある場合は、最長1年間延長することは可能です。

(7) 許認可の審査官庁

国家商務部若しくは各省商務主管部門が申請を受け、許認可の審査を行います。なお、外国投資者が中国にとって重要な業種または世界的に著名なブランドや歴史のある国内企業を買収する場合、各省商務主管部門に申請したとしても、国家商務部に申告することが必要です。

執筆：莫 健潔(ばく けんけつ)

 みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

